

<R08-No12 : 水準測量 : 問題>

次の 1 ～ 5 の文は、公共測量における GNSS 標高測量について述べたものである。明らかに間違っているものはどれか。次の 1 ～ 5 の中から選べ。

1. GNSS 標高測量とは、既知点に基づき、GNSS 測量機を用いて、新設する水準点の標高を定める作業をいい、2 級水準測量に区分される。
2. 基線解析の固定点の楕円体高は、ジオイド高及び成果表の標高から求めた値（成果表の楕円体高も用いることができる。）とし、元期座標又は今期座標とする。
3. 令和 7 年 4 月 1 日時点の最新のジオイド・モデルは、「ジオイド 2024 日本とその周辺」である。
4. ジオイド高は、国土地理院が提供する最新のジオイド・モデルから求めた値とする。ただし、国土地理院の長が承認した測量の原点（標高）を採用している離島においては、この値に国土地理院が提供する基準面補正パラメータから求めた値を加える必要がある。
5. 既知点とする電子基準点と新点間の距離は、6,000 m 以上を標準とする。

